

# 関東信越国税労働組合同約

## 第一章 総則

### (名称)

第一条 この組織の名称は、関東信越国税労働組合（以下「関信国税」という）

といい、略称を「関信国税」とする。

### (事務所)

第二条 関信国税の本部事務所を、埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一さ

いたま新都心合同庁舎一号館関東信越国税局内におく。

### (法人)

第三条 関信国税は、これを法人格とする。

## 第二章 目的及び事業

### (目的)

第四条 関信国税は、労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図ることとを主たる目的とする。

### (事業)

第五条 関信国税は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働条件の維持改善に関する事項
- (2) 情報の収集および宣伝に関する事項
- (3) 福利厚生に関する事項
- (4) 組合員の教育啓蒙、ならびに文化教養の向上に関する事項
- (5) 内外の民主的労働団体等との提携に関する事項
- (6) 税務行政の民主化に関する事項
- (7) その他、目的達成に必要な事項

## 第三章 組合員

### (組合員)

第六条 関信国税は、「関東信越国税労働組合」の綱領及び規約に賛同する次の者を組合員とする。

- (1) 関東信越国税局及び、その管轄する税務署に勤務する職員（関東信越国税不服審判所及び税務大学校関東信越研修所の職員を含む）

ただし、人事院規則十七ー〇（管理職員等の範囲）に定める者を除く。

- (2) 職員でない役員

### (組合員の加入)

第七条 関信国税に加入しようとする者は、所定の加入届けを中央執行委員長に提出し、その承認を得なければならない。

### (組合員の権利)

第八条 組合員は、全て次の権利を保障される。

- (1) この規約のもとに、平等な取扱いを受けること
  - (2) 政党支持の自由
  - (3) 規約に従い、会議に出席し、自己の自由な意思に基づいて発言し、表決すること
  - (4) 規約に従い、関信国税の役員、中央委員、中央評議員、代議員を選挙し、選挙されてこれに就任すること
  - (5) 規約に従い、中央大会、中央評議員会、中央執行委員会の開催を要求すること
  - (6) 規約に従い、公開の会議を傍聴すること
  - (7) 規約に従い、会計帳簿、議事録等を閲覧すること
  - (8) 当局の不当な取扱いに対し、各機関に提訴することができる
- 2 組合員は、前項の各号に掲げる権利の侵害等、自己に対する不利益な扱いについて、各機関に提訴することができる。

(組合員の義務)

第九条 組合員は、全て次の義務を負う。

- (1) 機関の決定に従うこと
  - (2) 組合費を納入すること
  - (3) 組合の綱領、規約、諸規則を守り、その実現のために努力すること
  - (4) 組合が行なう事業及び活動に参加または協力すること
  - (5) 組合員相互の連帯と信頼の確立に努力すること
- 2 組合員が義務に違反した場合、この規約を知らなかったという理由で、その責任を免れることはできない。

(脱退)

第十条 関信国税を脱退しようとする者は、必ずその理由を明らかにし、脱退届を書面をもって中央執行委員長に提出しなければならない。

第四章 役員

(構成)

第十一条 関信国税に次の役員をおく。

- (1) 中央執行委員長 一名
- (2) 副中央執行委員長 若干名
- (3) 書記長 一名
- (4) 書記次長 若干名
- (5) 中央執行委員 若干名
- (6) 特別中央執行委員 若干名
- (7) 会計監査 二名

2 副中央執行委員長、書記次長、中央執行委員及び特別中央執行委員の

定数は、中央大会の都度協議してこれを定める。

(任期)

第十二条 役員の任期は、選出された中央大会終了の日から次の定期中央大会の終了の日までとする。

(任務)

第十三条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 中央執行委員長は、関信国税を代表し、その業務を統括して、各機関(中央評議員会を除く)の会議を招集する
- (2) 副中央執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記長は次の任務と権限をもち、中央委員会及び中央執行委員会に対して、一般業務執行上の責任を負う
  - ① 関信国税の日常業務を管理し、書記局を指揮すること
  - ② 公式文書、記録、その他の業務関係書類を管理すること
  - ③ 組織全般にわたる業務報告を行うこと
  - ④ 会議の諸決定を、全ての組織に通知すること
  - ⑤ 情報資料を集め、これを組織に提出すること
  - ⑥ 関信国税が決定した出版物を刊行すること
  - ⑦ 組織の各会合に出席すること
- (4) 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときは、その職務を代行する
- (5) 中央執行委員は、中央委員会及び中央執行委員会に出席し、その業務を分担する
- (6) 特別中央執行委員は、上部組織への派遣役員として、その業務を分担する
- (7) 会計監査は、関信国税の財政状態ならびに会計収支について定期的に監査を行なうほか、会計担当役員が交代した場合、その他必要に応じて随時

会計処理が正当に行なわれているかどうかを監査し、その結果を定期中央大会に文書をもって報告する任務をもつ

なお、会計監査は、財政状態が不当であると認めた場合は、これを糾明し、必要に応じて中央委員会および中央執行委員会に勧告または助言を行なうことができる

#### (役員 の 罷免)

第十四条 役員は、中央大会において不信任の議決があつた場合罷免される。

### 第五章 顧問

#### (顧 問)

第十五条 関信国税に顧問をおくことができる。

2 顧問は、中央大会の議決により、中央執行委員長が委嘱する。

3 顧問は、中央執行委員長の諮問に応じるほか、中央機関（中央評議員会を除く）の会議に出席し、必要とする助言を行なうことができる。

### 第六章 中央機関

#### 第一節 通 則

(中央機関の種類)

第十六条 関信国税に次の中央機関をおく。

- (1) 中央大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会
- (4) 中央常任執行委員会
- (5) 中央評議員会

2 中央機関の会議は、前項第一号乃至第四号は中央執行委員長、第五号

は中央評議員会議長が召集する。

#### (会議の通則)

第十七条 各機関の会議は、この規約でとくに定めてある場合を除き、構成員の三分の二以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

ただし、構成員の二分の一以上の出席（委任状を含まない）がなければならぬ。この場合、委任状は議決権を有しない。

2 会議の表決は、単なる多数決でなく、納得による同意をできるだけひろめ、満場一致を原則とする。

この努力をはらって、なおかつ採決を必要とするときは、出席構成員（中央大会については出席代議員）の過半数の賛否によって決め、賛否が同数である場合は、その会議の議長（第十六条第一項第三号及び第四号については、中央執行委員長、以下本節において同じ）が決める。

3 会議の表決は、この規約でとくに定めてある場合を除き、挙手または起立によって行なうものとするが、出席構成員（中央大会については出席代議員、以下この項において同じ）の四分の一以上から要求があつた場合及びその会議の議長が必要と認めた場合は、出席構成員が平等に参加する直接秘密の投票によって決定しなければならない。

4 第二十三条第一号及び第六号乃至第八号については、代議員が平等に参加する機会を有する直接秘密の投票により全代議員の過半数（第七号については投票者の過半数）によって決定しなければならない。

#### (会議の傍聴)

第十八条 組合員は、各機関の会議を傍聴することができる。

ただし、議長は、必要に応じて傍聴を制限することができる。

2 傍聴者は、議長の許可を得なければ発言できない。

#### (議事録の作成と閲覧)

第十九条 各機関における議事は、全て記録し、その会議の議長の確認を得る

ものとする。

2 組合員は、中央執行委員長に申出て、議事録を閲覧することができる。

## 第二節 中央大会

(中央大会の構成と権限)

第二十条 中央大会は、関信国税の最高議決機関で、その決定は、組合の全組織を拘束するものとし、代議員と役員をもって構成し、中央執行委員長が召集する。

(定期中央大会の開催)

第二十一条 定期中央大会は、年に一回、毎年九月に開くものとする。

2 中央執行委員長は、定期中央大会の開催について、開会の日の十五日前までに会議の場所、会期及び主たる議題を示して、関信国税の機関紙に公示しなければならない。

(臨時中央大会の開催)

第二十二条 臨時中央大会は、次の各号の場合に三十日以内に開催する。

- (1) 中央委員会が必要と認めた場合
- (2) 総支部の四分の一以上、または全組合員の四分の一以上の要求があつた場合

2 中央執行委員長は、臨時中央大会の開催について、開会の日の十五日前までに会議の場所、会期及び討議される主たる議案の内容を示して、関信国税の機関紙に公示しなければならない。

(中央大会の議決事項)

第二十三条 次の事項は、中央大会において承認を求め、または議決を経なければならぬ。

- (1) 綱領、運動の基調及び規約の決定または変更
- (2) 運動方針

(3) 経過報告

(4) 財政報告

(5) 予算

(6) 他団体への加盟または脱退

(7) 役員を選出

(8) 組織の合併または解散

(9) その他、関信国税を拘束する重要な事項

(代議員)

第二十四条 代議員の数は次による。

(1) 代議員数は、地方本部ごとに二名と、大会直前月の地方本部納入組合員百名ごとまたはその端数について一名の割合で選出する。

ただし、組合員が二百名以下の地方本部は五名とする。

(2) 代議員は、選出する地方本部ごとに全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数の賛成によって選出する。

(中央大会議長)

第二十五条 中央大会議長は、その大会の都度出席代議員の中から選出し、大会運営の一切の責任を負う。

(運営)

第二十六条 中央大会は、この規約でとくに定めてある場合を除き、別に定める「大会議事運営規則」により運営する。

## 第三節 中央委員会

(中央委員会の構成と権限)

第二十七条 中央委員会は、中央大会に次ぐ議決機関で、役員(会計監査を除く)と中央委員で構成する。

(中央委員会の開催)

第二十八条 中央委員会は、次の各号に該当する場合には、三十日以内に開催する。

- (1) 中央執行委員長が必要と認めるとき
- (2) 中央委員の二分の一以上から開催の要求があったとき
- 2 中央執行委員長は、中央委員会開催の日の十日前までに、中央委員会構成員と地方本部に対して、会議の場所、会期および主たる議案の内容を示した召集通知を出さなければならない。

(中央委員会の議決事項)

第二十九条 次の事項は、中央委員会において承認を求め、または議決を経なければならない。

- (1) 疑義を生じた規約の解釈
- (2) 諸規則の制定または改廃
- (3) 職員の配置ならびに任免、給与に関する事項
- (4) 予算流用に関する事項
- (5) 臨時費の徴収に関する事項
- (6) とくに必要な事業計画

(中央委員の選出と数)

第三十条 中央委員は、定期中央大会において各地方本部から選出する。

- 2 各地方本部ごとの中央委員は、一名に当該地方本部の構成支部の総組合員(定期中央大会直前月の納入組合員) 数三百名ごとまたはその端数について一名を加えた数とする。

(中央委員の任期)

第三十一条 中央委員の任期は、定期中央大会終了の日から次の定期中央大会終了の日までとする。

ただし、再選を妨げない。

第四節 中央執行委員会

(構成と権限)

第三十二条 中央執行委員会は、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、書記次長、中央執行委員および特別中央執行委員をもって構成し、中央大会または中央委員会の議決のもとに次の事項を審議決定して、関信国税の名のもとに活動する。

- (1) 大会決定を実行するために必要な活動に関する指示
- (2) 緊急に補足もしくは追加を必要とする事項
- (3) 中央大会に提出する主要議案(予算を含む)、その他中央大会の開催準備に関する事項
- (4) その他大会から委任された事項

2 中央執行委員会は、その業務の一部を中央常任執行委員会に委任することができる。ただし、前項第三号の事項については、委任することができない。

3 会計監査は、関信国税の財政に関して必要と認める事項について勧告、または助言を行うため、随時中央執行委員会に出席することができる。

(中央執行委員会の開催)

第三十三条 中央執行委員会は、中央執行委員長が必要と認めた場合、及び中央執行委員または全組合員の四分の一以上から要求があった場合に開催する。

(専門部等)

第三十四条 中央執行委員会のもとに青年部を設け、その運営規則は別に定める。

2 中央執行委員会は、中央大会の承認を得て専門委員会を設けることができる。

## 第五節 中央常任執行委員会

(構成と権限)

第三十五条 中央常任執行委員会は、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長及び書記次長、ならびに各地方本部ごとに一名の割合で中央執行委員のうちから、中央大会により決定した者をもって構成し、次の権限と責任をもつ。

- (1) 中央執行委員会より委任を受けた事項及び緊急に処理を要する事項について審議決定する
- (2) 日常業務の執行及び財政運営に関する事項を処理する
- (3) 第一号の事項については、その結果につき、中央執行委員会に報告し、承認を得なければならない

(中央常任執行委員会の開催)

第三十六条 中央常任執行委員会は、必要に応じて随時開催する。

## 第六節 中央評議員会

(構成)

第三十七条 中央評議員会は、各地方本部ごとに二名の割合で選出された中央評議員により構成し、任期は一年とする。

ただし、関信国税の役員は、中央評議員になることができない。

2 中央評議員会には次の役員をおき、定期中央大会直後に中央評議員の互選により決める。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| (1) 議長   | 一 | 名 |
| (2) 副議長  | 一 | 名 |
| (3) 事務局長 | 一 | 名 |

(権限)

第三十八条 中央評議員会は、中央委員会の議決事項及び中央執行委員会の業

務執行について勧告することができる。

(開催)

第三十九条 中央評議員会は、原則として毎年定期中央大会開催時及び中央委員会開催時に開催するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、三十日以内に臨時中央評議員会を開催しなければならない。

- (1) 議長が必要と認めるとき
- (2) 中央評議員の三分の一以上から開催の要求があったとき
- (3) 全組合員の五分の一以上から開催の要求があったとき

## 第七章 地方機関

### 第一節 地方本部

(地方本部の設置)

第四十条 地方本部は、県ごと及び国税局に設置し、その機構ならびに運営については「地方本部規約」による。

### 第二節 支部

(支部の設置)

第四十一条 各税務署ごと及び国税局各部（関東信越国税不服審判所及び税務大学校関東信越研修所を含む）に支部をおき、その機構及び運営については、各「支部規約」による。

## 第八章 財政

(収入)

第四十二条 関信国税の収入は、組合費、事業収入及び寄付金とする。

(経費)

第四十三条 関信国税の経費は、原則として前条の収入の範囲内でまかなう。

ただし、予算の定める計画に基づく財政運営が困難な場合は、中央委員会の議を経て善後策を講ずることができる。

(組合費)

第四十四条 組合費は、税務職俸給表、行政職俸給表(二)、医療職俸給表(二)及び医療職俸給表(三)(以下この条において「各俸給表」という)適用組合員(非常勤職員を除く)一人一か月当たり次の各号に定める金額とする。

- (1) 税務職俸給表一級 三〇〇〇円
  - (2) 税務職俸給表二級及び三級 四〇〇〇円
  - (3) 税務職俸給表四級以上 五〇〇〇円
  - (4) 行政職俸給表(二)、医療職俸給表(二)及び医療職俸給表(三) 三〇〇〇円
- 2 前項各号の基礎となる俸給表の適用については、次の各号の区分に従い適用する。

- (1) その年の一月から七月まで(六月の賞与を含む)その前年八月一日現在において適用されている各俸給表
- (2) その年の八月から十二月まで(十二月の賞与を含む)その年の八月一日現在において適用されている各俸給表

(3) 前二号に適用される税務職俸給表がない組合員は、加入時現在において適用されている各俸給表を、同各号に規定する「各俸給表」とみなす。

(短時間勤務職員の組合費)

第四十四条の二 前条第一項の規定にかかわらず、俸給月額が勤務時間に応じて算出される短時間勤務職員である組合員の一人一か月当たりの組合費は、二千元とする。

2 前項における短時間勤務職員とは、次の各号の職員とする。

- (1) 育児のための短時間勤務職員

(2) 介護のための短時間勤務職員

(非常勤職員の組合費)

第四十四条の三 非常勤職員の組合費は、一人一か月当たり千円とする。

(再任用職員の組合費)

第四十四条の四 第四十四条第一項の規定にかかわらず、再任用職員の一人一か月当たりの組合費は二千元とする。

(60歳に達した者の組合費)

第四十四条の五 第四十四条第一項の規定にかかわらず、60歳に達した日後の最初4月1日以後の一人一か月当たりの組合費は二千元とする。

(組合費の割引)

第四十四条の六 第四十四条から第四十四条の五に定める組合費は、中央機関における議決により関信国税の目的達成のため特別なキャンペーン等を実施した場合には、納める組合費の一部を割引できるものとする。

(組合費の徴収)

第四十五条 組合費は、毎月の俸給日ならびに六月、十二月の期末手当支給日に各支給日現在の組合員から各一か月分、年間十四ヶ月分を徴収することとする。

ただし、勤務形態により、六月、十二月の期末手当の受給がない組合員は、期末手当支給日には組合費を徴収しない。

2 組合費は、各支部ごとに支部執行委員長が取りまとめ、徴収月の末日(六月の期末手当分は七月末日)までに納入しなければならない。

3 既納の組合費は一切これを返納しない。

4 前各項に定める組合費の納入について、中央機関の決定により納入方法を定めた場合は、その納入方法とする。

5 第四十四条の六において定めるキャンペーン等を実施した際の割引額について、組合費の徴収と共に納入した場合には預り金として別に管理し、同キ

ヤンペーン等に定めた還付時期において、組合員に還付するものとする。

(組合費の免除)

第四十五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、組合費を徴収することが適当でないとして認められる者については、中央執行委員会の議決を経て、組合費を免除することができる。

(組合費の調整)

第四十五条の三 第四十四条乃至第四十五条の規定にかかわらず、八月一日現在において適用される税務職俸給表が八月二日以降に減額改定された場合は、中央執行委員会の議決を経て、組合費の計算及び徴収において所要の調整をすることができる。

(補償)

第四十六条 関信国税は、組合業務のため、国家公務員法第一〇八条の六(職員団体のための職員の行為)第五項の規定により、休職となった組合員に対し、当該休職期間に係る損失を補償するものとする。

(会計年度)

第四十七条 関信国税の会計年度は、八月一日より翌年七月三十一日までとする。

(帳簿の閲覧)

第四十八条 組合員は、中央執行委員会に申出て、会計帳簿を閲覧することができる。

第九章 雑則

第四十九条 この規約の実施等に関し必要な規則は別に定める。

付則

第一条 この規約は、昭和四十一年九月二十五日から施行する。

第二条 この規約は、昭和四十二年九月十六日から施行する。

第三条 この規約は、昭和四十三年九月二十三日から施行する。

第四条 この規約は、昭和四十四年九月二十三日から施行する。

第五条 第四十四条については、昭和四十五年九月三十日までは別の徴収方法によることができる。

第六条 この規約は、昭和四十五年九月二十二日から施行する。

第七条 この規約は、昭和四十六年九月二十日より施行する。

第八条 削除

第九条 この規約は、昭和四十七年十月一日より施行する。

第十条 この規約は、昭和四十八年十月一日より施行する。

第十一条 この規約は、昭和四十九年九月二十三日より施行する。

第十二条 この規約は、昭和五十一年九月二十三日より施行する。

第十三条 この規約は、昭和五十二年九月二十四日より施行する。

第十四条 この規約は、昭和五十五年九月十九日より施行する。

第十五条 この規約は、昭和五十七年九月二十日より施行する。

第十六条 この規約は、昭和六十一年九月二十一日より施行する。

第十七条 この規約は、昭和六十二年九月二十一日より施行する。

第十八条 この規約は、平成元年九月二十日より施行する。

第十九条 この規約は、平成三年九月二十二日より施行する。

第二十条 この規約は、平成五年九月二十二日より施行する。

第二十一条 この規約は、平成六年十月一日より施行する。

第二十二条 この規約は、平成七年十月一日より施行する。

第二十三条 この規約は、平成十一年十月一日より施行する。

第二十四条 この規約は、平成十二年十月一日より施行する。

第二十五条 この規約は、平成十三年九月二十三日より施行する。

第二十六条 この規約は、平成十四年九月十五日より施行する。

第二十七条 この規約は、平成十五年九月十四日より施行する。



第二十八条 この規約は、平成十六年九月二十日より施行する。

第二十九条 この規約は、平成十八年九月十七日より施行する。

第三十条 この規約は、平成十九年九月十六日より施行する。

第三十一条 この規約は、平成二十五年九月十五日より施行する。

第三十二条 この規約は、平成二十七年十月一日より施行する。

第三十三条 この規約は、平成二十九年九月十八日より施行する。

第三十四条 この規約は、平成二十九年十月一日より施行する。

第三十五条 この規約は令和三年十月一日より施行する。

第三十六条 この規約は令和六年十月一日より施行する。

第三十七条 この規約は令和五年九月十六日より施行する。なお、規約の内、

第四十四条の六及び第四十五条第5項については、令和五年四月一日に遡って適用する。